

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第20号

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（平成24年新潟県規則第54号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。